池田町水道事業 経営戦略

団 体 名 : 中川郡池田町

事 業 名 : 池田町水道事業

策 定 日: 平成 29 年 1 月

令和4年12月 第1回見直し

計画期間:平成28年度~令和8年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭 和	31	年	12	月	計画給水人口	8,200	人
法 適(全 部・財 務)	全部適用				現在給水人口	5,838	人	
・非適の区分	王司週用					有収水量密度	0.71	千㎡/ha

2 施 設

水		源	□表流水 □	ダム □伏流	₹水 □地下水 ☑	受水 口その他	
七	施 設 数		净水場設置数 0		管路延長	011	
他			配水池設置数	2	官 哈 進 技	211	I m
施	設 能	カ	5,600	m³∕∃	施設利用率	35.85	%

③ 料 金

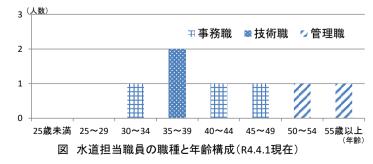
料 金 体 系 の 概 要・考 え 方

池田町では、家事用や業務用など水の使い方によって料金が異なる用途別料金体系をとっており、各用途ごとに基本料金と従量料金を設定する二部料金制を採用しています。この料金体系の特徴は住民福祉を推進する目的があり、政策的に一般の使用者の負担を軽くするなどの調整を図っています。一方で、業務用など商売に使用される使用者からは、料金を経費扱いすることができる面等も考慮し、家事用よりも高い料金設定をとっています。

料金改定年月日 平成29年 4 月 1 日

4 組織

池田町水道事業は建設水道課のうち2係(水道業務係、都市施設係)の職員で運営しています。建設水道課長、主幹を筆頭に、都市施設係は工事監督など現場を担当する技術職員2名、水道業務係は水道開栓受付等の事務を担当する事務職員3名で構成しています。



(2) これまでの主な経営健全化の取組

池田町水道事業では、平成7年度に十勝中部広域水道企業団からの全量受水に切り替えを行って以降、費用が大幅に増えました。その費用を賄うため、収入では水道料金の適正化(値上げ改定)や一般会計からの高料金対策に係る基準内繰入れを実施、支出では施設の省力化による経費削減や企業債補償金免除繰上償還による利息圧縮など、健全な経営に取り組んでまいりました。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。 ①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだか、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

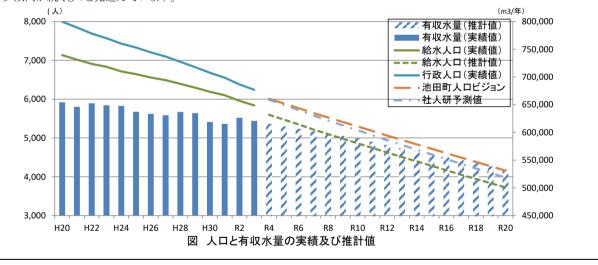
別紙「経営比較分析表」参照

2. 将来の事業環境

(1) 水需要と給水人口の予測

水需要について、平成20年度からの年間有収水量は、平成22年度をピークに年々減少を続け、平成27年度末では630,987㎡(平成22年度比3.3%減)となりました。平成28年度は農業用の使用量の増加等により増加推移し636,827㎡となったものの、平成29年度より再び減少推移となっています。令和2年度はコロナ禍の巣ごもり需要により増加したものの、令和3年度末は再び減少し620,791㎡(平成22年度比4.9%減)となりました。この水需要の減少傾向の要因は、節水器具の普及や節水意識の高まりの影響も考えられますが、主には給水人口の減少が影響しています。

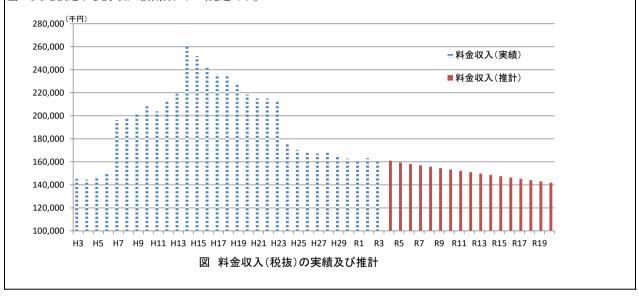
7分、上には別が入口である。 20年度と比較すると18.2%(1,297人)の減少となっており、毎年減 給水人口について、令和3年度末の給水人口は5,838人で平成20年度と比較すると18.2%(1,297人)の減少となっており、毎年減 少が続いています。今後の人口推計では、池田町人口ビジョン及び国立社会保障人口問題研究所による推計を見ても少子高齢化 等の影響により行政人口が徐々に減少する推計となっており、給水人口も同様に減少すると推測されることから、今後も水需要の減 少傾向が続くものと見込んでいます。



(2) 料金収入の見通し

水道料金についてはこれまで、十勝広域水道企業団からの全量受水に切り替えた平成7年度と、累積欠損金が50,000千円を超えた平成14年度に大幅な値上げ改定を実施しています。この間、水道料金は全国的にみても高水準となり、町民には非常に大きな負担をいただいていました。水道料金値上げによる経営の健全化に伴い順調に黒字経営となり、平成23年度では未処分利益剰余金が100,000千円を超える経営状況となったことで、今後10年間の水道事業運営に一定程度の目途がたち、平成24年度から料金の減額改定を実施しています。

今後の料金収入の見通しとしては、給水人口の減少や節水器具の普及など有収水量は減少していくと推計されることから、現行料金のままと仮定すると、収入も漸減していく見込です。



(3) 施設の見通し

池田町水道事業では、昭和29年の創設事業から平成19年に完成した第11次拡張事業により、町内全域を上水道区域として現在に至っています(令和3年度末水道普及率:93.5%)。また、平成7年度には十勝広域水道企業団からの全量受水に切り替えを行い、平成17年度には旧浄水場や構築物等の固定資産の除却を行ってきており、現在の固定資産は配水管設備、町内2か所(清見、豊田)にある配水池設備、水道メーター類等の機械及び装置が主な割合を占めています(資産全体の99.0%)。

現状としては、これらの資産の減価償却率や管路経年化率は類似団体平均よりも低く、老朽化は低い状況にありますが、集中した 建設改良を行ってきているために、短い期間で減価償却率や管路経年化率は一気に悪化することが予想されます。

(4)組織の見通し

建設水道課の体制については、これまでも需要に合わせた機構改革による合理化を進めてきており、現在も必要最小限の人員で 業務にあたっていますので、今後も従前どおり継続していく見込です。

3. 経営の基本方針

水道は、町民生活や社会・経済活動に欠くことのできない重要なライフラインとして常に安心・安全な水を安定供給することが求められており、災害などの非常時においても一定の給水を確保することが大きな責務です。こうしたサービスを提供し続けるためには、水道事業を取り巻く環境変化に的確に対応した水道施設の維持管理や更新を行うとともに、徹底した経営の効率化や健全化を図ることが必要です。池田町水道事業では、これら水道事業の責務を確実に果たしていくため、次の2つの基本方針に基づき事業運営に取り組みます。

1. 安全・安心な水の安定供給

①供給能力の確保

・十勝中部広域水道企業団からの全量受水開始により、6,200㎡/日の水源を確保していることから、安定的な水道水の供給を図ります。

②水質管理の徹底

各配水池での残留塩素や水温等の常時監視、毎月の水質検査を通して、水質が厳密な基準を満たしているかを常に管理します。

③耐震化の促進

市街地に敷設されている石綿セメント管の計画的な更新(平成22年度~令和6年度予定)と町内2か所にある配水池施設の耐震補強の実施(平成29年度~平成32年度予定)を進めることで耐震化を図り、災害に強い水道を目指します。

④老朽化施設の更新

耐用年数を経過している配水管や石綿セメント管を使用している配水管など、耐震化と合わせた老朽化施設の計画的な更新を図ります。

⑤応急給水体制・応急復旧体制の充実

- 大規模地震等による断水や給水制限に備え、応急給水など迅速な対応と早期復旧を目指した事業継続計画を策定します。

⑥人材の育成

水道技術の高度化が進む中、施設の整備計画や維持管理に必要な技術職員の資質向上のために、専門的な研修への積極的な派遣や培っ

た知識・経験を次世代に継承することで、若手職員の技術水準の確保、向上を図ります。また、事業運営の自由度が高まってきている中で、公営企業会計に携わる事務職員についても、会計の知識や経験を一層身につけることで、経営感覚の醸成を目指します。

【令和4年度見直し 検証・評価】

- ①供給能力の確保、②水質管理の徹底については、現在まで基本方針どおり実施してきており、今後も継続して取り組みます。
- ③耐震化の促進については、石綿セメント管更新工事を平成22年度以降毎年度実施しており、令和3年度末の時点で更新延長は8,667m、進捗率は54%となりました。令和8年度まで継続して実施を予定しています。

配水池施設の耐震補強については、平成29年度に実施設計を実施した結果、耐震補強工事を豊田配水池については実施せず、清見配水池のみ実施することとなり、平成30年度に工事が完了し事業終了となりました。

- ④老朽化施設の更新については、③の耐震化のほか、石綿セメント管以外の管種について現在も町道改良工事等と併せて更新を実施しています。今後も継続して実施し、令和9年度以降の更新については次回改定時に反映させる予定です。
- ⑤応急給水体制、応急復旧体制の充実については、令和元年8月に町が策定した「池田町地域防災計画」において、給水計画が示されています。実際の災害発生時に計画どおり応急給水の対応ができるよう、今後は災害時を想定した訓練等の実施も必要と考えています。
 - ⑥人材の育成については、技術職、事務職ともに研修への派遣を定期的に実施しており、今後も継続して取り組みます。

2. 経営の健全化

①有収率の向上

老朽管更新整備を計画的に進めることで配水管の漏水を減らし、有収率の向上を図ります。

②未収金残高の縮減

利用者負担の公平性と自主財源の確保のため、適切な滞納整理に取組み、収納率の向上を図ることで未収金の縮減に努めます。

③適正な料金水準の確立

中長期的な収支計画に基づく経営分析により、持続的な事業運営が可能となる適正な料金水準を確立します。料金改定にあたっては町の総合計画と整合を図るとともに、池田町水道料金等審議会条例に基づき、町民目線を最大限に取り入れるよう努めます。

④資金の調達

水道施設の整備事業の財源として、内部留保資金の活用と企業債の借入などにより必要な投資資金を確保する予定ですが、過度な企業債の借入は償還にあたり後年度に重い負担となることから、企業債残高や償還額等に留意し、企業債残高が適正な水準となるよう努めます。

⑤経費の節減

計画的な老朽化施設更新による修繕費の削減、通信サービスの多様化に対応した最適なプランの選択など、経営努力によって節減できる経費の圧縮を目指します。

⑥一般会計からの繰入

高料金対策の補助や統合簡易水道の建設改良費などの繰出基準に基づいた経費については、負担金等として一般会計からの 繰入を確実に確保し、収支の安定化を図ります。

【令和4年度見直し 検証・評価】

- ①有収率の向上については、平成28年度の82.19%から令和2年度の85.48%まで増加推移していましたが、令和3年度は 給水収益の減少と漏水量の増加により、81.21%となりました。老朽管の計画的な更新整備を今後も継続して取り組みます。
- ②未収金残高の縮減については、適切な滞納管理や債権係との連携により、収納率は高い水準を維持しており、令和3年度末において現年度分が99%、過年度分が94%となりました。今後も継続し取り組みます。
- ③適正な料金水準の確立については、 令和3年度に実施した水道料金等審議会において、現在の収支計画の状況から、 料金体系については現在の用途別二部料金制を継続することが適当と判断し、金額も現状を維持する形となりました。

新たな取り組みとして、同一の使用者が複数のメーターを使用する場合に、複数のメーターを1つのメーターとみなす規定 (親子メーター)について、従来は農業用のみに限定していましたが、家事用、業務用も同一地番に所在する場合に限り認めるよう改定しました。

以前より課題となっている口径別料金体系や用途間格差の是正については、今後も継続して検討し、実現可能性を広げるための収支状況の改善に努めます。

- ④資金の調達については、近年の投資的事業の増加により、企業債の残高は増加推移しています。今後の計画では借入額、償還額ともに減少推移していく見込みであり、適正な水準を維持するよう継続して取り組みます。
- ⑤経費の節減については、計画的な老朽化施設更新により、令和3年度までの修繕費はほぼ横ばい推移しています。今後は水道スマートメーターの導入を検討し、漏水の早期発見を図る等、経費削減の手法を継続して模索します。
- ⑥一般会計からの繰入については、毎年度、総務省から示されている繰出基準を確認し、適正に一般会計からの繰入を収入しています。今後も継続して取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

<目標>

- ・配水池の耐震化(配水池耐震化率 100%)
- ·配水管の更新(管路更新率 0.3%以上)

<考え方>

安心で安定した水道を目指すため、配水池の耐震化と老朽管の更新に注力するた めの指標を設定しました。

Ħ 標

【令和4年度見直し 評価・検証】

配水池の耐震化率については、平成28年度末は3.6%、平成29年度末は実 施設計の結果、豊田配水池については耐震補強工事を実施しないこととなっ たことから50.54%、平成30年度末は清見配水池の耐震補強工事が完了し、 100%となりました。

配水管の更新については、管路更新率が平成28年度以降約0.30%から 0.55%で推移しており、目標数値を上回ることができています。令和4年度以 降もこの水準を維持できるよう、計画的に更新を進めていきます。

主な事業計画は以下のとおりです

- ・水道メーター更新事業(継続事業)
- •配水管整備事業(継続事業)
- ・ 元綿セメント管更新事業(平成22年度~平成35年度) → 【令和4年度見直し】平成22年度~令和8年度に更新・千代田地区配水管整備事業(平成30年度~平成32年度) → 【令和4年度見直し】令和5年度~令和7年度に更新・配水池耐震化事業(平成29年度~平成33年度)→【平成30年度進捗更新】平成29年度~平成30年度に更新・配水池耐震化事業(平成29年度~平成33年度)→ 【平成30年度進捗更新】平成29年度~平成30年度に更新
- ・水道計装設備更新事業(平成30年度~平成33年度)→【令和4年度見直し】令和3年度~令和6年度に更新

② 収支計画のうち財源についての説明

<日標>

- ・黒字の維持(目標値:経常収支比率 100%以上)
- ・未収金の回収(目標値:収納率 現状(99%)維持)
- ·企業債残高の抑制(目標値:企業債残高対給水収益比率 850%以下) 【令和4年度見直し 追記】
- 料金回収率の維持(目標値:料金回収率 72%以上)

<考え方>

将来にわたって黒字を維持していくことを基本とし、利用者負担の公平性と自主財源の確保を図り、世代間の負担を公平にすることを目指すための指標を設定しました。

また、給水に係る費用を給水収益以外の収入(基準外の繰出金等)で賄う割合が過大にならないよう、適切な料金収入の確保に努めます。

目 標

【令和4年度見直し 評価・検証】

黒字の維持については、平成28年度以降は令和3年度まで毎年度、純利益を計上しており、経常収支比率は100%を上回っています(令和3年度の経常収支比率104.89%)。令和4年度は旧高島簡易水道施設の解体事業の実施により特別損失(固定資産除却損)が生じるため赤字となる見込みですが、令和5度以降は黒字を見込む計画となっています。

未収金の回収については、平成28年度以降は毎年度収納率99%を維持しております(令和3年度の収納率99%)。

企業債残高の抑制については、令和3年度の企業債残高対給水収益比率が817%となっており、850%以下という目標数値を達成できています。

また今回の見直しでは、新たに料金回収率の維持についての目標を追記しました。

今後もこれらの目標数値と考え方を継続し、健全な経営のための財源確保に取り組んでいきます。

主な財源の積算の考え方については以下のとおりです。

- 料.会

用途別に有収水量の推計を行い、現行料金体系を当てはめて水道料金収入見込を計算しています。

・企業債

主な建設改良工事の資金源として活用しますが、後年度に過度な負担とならないように企業債残高対給水収益比率を考慮した借入としています。

•一般会計繰入金

繰出基準に基づく高料金対策補助金等の繰入を確実に確保する一方で、基準外繰入金の縮減に努めます。

•国庫補助

配水池の耐震化事業に要する経費に対して生活基盤施設耐震化等補助金を見込んでいます。(平成30年度まで)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費のうち、主な経費の積算の考え方については以下の通りです。

-委託料

施設機器保守点検や水道メーター検針について民間事業者へ委託していますが、当面は状況に変化はないと見込み、直近年度の予算と同程度の経費で積算しています。

•修繕費

老朽管の計画的な更新等により、毎年度の修繕費に特段の変化はないと見込み、直近年度の予算と同程度の経費で積算しています。

•動力費

配水池やポンプ場等の電気料金が主であり、今後も特段の増減の要因はないと見込み、直近年度の予算と同程度の経費で積算しています。

•職員給与費

人事異動等による効果額を想定できないため、現状人員及び定数を維持した状態で積算しています。

令和4年度は補正1号後の現計予算ベースで積算し、令和5年度は予算見込額、令和6年度以降は職員1人当りの職員給与費を8,500千円に定め、各年度定額で計上しています。

・受水費【令和4年度見直し】

令和2~6年度については、十勝中部広域水道企業団の第6期財政収支計画で定められた料金体系を基に積算しています。令和7年度以降については、現時点で企業団より示されている第7期財政収支計画の料金体系で推計すると受水費は減額する見込みですが、未確定の計画であるため、第6期と同様の料金体系(現行の料金体系)を用いて積算しています。

◎令和4年度の固定資産除却費について【令和2年度追記】

令和4年度に旧高島簡易水道施設解体事業を実施する計画であり、施設の解体に係る固定資産除却費が10,000千円を超える見込みです。財源として「公営企業施設等整理債」を活用する予定ですが、当該企業債は収益的収支には計上されず、損益計算上の要素とはならないことから、令和4年度は純損失が生じる見込みです。

除却費の金額が大きく、また非経常的な除却であるため、特別損失として計上することとし、純損失は生じますが、経常収支で見る と利益が生じる見込みの計画となっています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消 に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI · DBO の 導 入 等)	現在は水道メーター検針業務を民間事業者に委託していますが、その他の業務でも民間事業者との連携の強化と活用を模索します。
施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)	池田町総合計画との整合を図りながら、水道計画の変更を検討していきます。
施 設・設 備 の 合 理 化 (ス ペ ッ ク ダ ウ ン)	配水池、ポンプ所、配水管の更新の際には、水需要の将来予測や重要度による優先順位によって対象を絞り込むとともに、その必要とされる能力(容量、口径)等を検討します。
施設・設備の長寿命化等の 投 資 の 平 準 化	短期間に投資が偏ることのないように、配水管施設更新基準の設定等による計画的な更新を検討します。
広 域 化	近隣町村との給水区域間の距離が長く、スケールメリットが働かないため、検討しておりません。 【令和元年度進捗更新】 水道広域化推進プラン策定に関する検討会等の動向を注視しながら、近隣市町村との情報共 有や、連携して取り組めるものがないかの検討を進めます。
その他の取組	

② 財源について検討状況等

料		金	口径別料金体系への移行について検討を続けています。
企	業	債	収支計画に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組はありません。
繰	入	金	収支計画に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組はありません。
資産の 収 入	有効活用等(*2 増 加 の	2)による 取 組	収入増加の取組が見込める遊休資産等がないため、検討していません。
その	他 の	取 組	

^{*2} 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委		Ē	ŧ		料	収支計画に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組はありません。
修		絲	善		費	収支計画に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組はありません。
動		J .	כ		費	収支計画に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組はありません。
職	員	糸	合	与	費	収支計画に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組はありません。
そ	の	他	の	取	組	【令和4年度進捗更新】 水道スマートメーター導入に向けた検討を進め、検針員の負担軽減や漏水の早期発見による 有収率の向上を図ります。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経	営	戦	略	の	事	後	検	証	
更	新	等	に	関	す	7	\$!	事	項

経営戦略の進捗管理や見直しについては、決算値への修正、新たな投資事業の発生などを収支計画に適宜盛り込むため、また、経営戦略に対する職員の意識の形骸化を防ぐ目的からも年に1度は最新の情報に更新することで、進捗管理するよう努めます。さらに、5年に1度の水道料金審議会に合わせて総括を行い、必要に応じて経営方針や事業環境の見通し、収支計画等の見直しを図ります。(令和4年度実施)